

秩父市農業委員会 令和3年 第5回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和3年5月21日(金) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和3年5月21日(金) 午後3時10分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	◎桑 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	○長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	欠席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	○横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席	●		木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席	●		高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	欠席		第6 区域	新 舟 文 男	出席
13番	設 樂 治 男	出席			千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

議案第25号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて
農地法施行規則第17条第2項による区域（3件）

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）

議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について（10件）

- 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備考	職 名	氏 名	備考
事務局長	新 井 常 男		主席主幹	小 嶋 祥 弘	書記
参 与	宮 前 房 男		主 事	岩 田 直 樹	書記
主席主幹	五野上 雅 彦		主席主幹	新 井 幸 男	
主 幹	千 島 修		主事補	見 澤 俊 亮	

7 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（糸東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和3年 第5回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（糸東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総 会 成 立 の 報 告

議長（糸東男会長） 本日は、12番豊田恵男委員、2区大久保勝推進委員の欠席の報告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

議長（糸東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに

異議はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(衆東男会長) 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。本日は、10番 新田恭一 委員 及び 11番 長島秀明 委員以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長(衆東男会長) 次に、諸報告を行います。

総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果 につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局長に説明をいたさせます。

新井事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

このたびは、「農業用施設に係る届出について」1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1の農業用施設に係る届出について報告いたします。

土地の詳細は、蒔田 字 竹之妻、畑1筆、565平方メートルのうち60平方メートル、建築面積 33平方メートルです。

届出事由といたしましては、トラクター等の保管場所として使用していた古い建屋を取り壊し、娘一家の住居を新築することになり、新たに農機具倉庫が必要になったものです。

事務局といたしましては、現地を確認し、届出の内容を審査しましたところ、農地を200平方メートル未満の農業用施設に供する場合は、転用の制限から除外される事案に該当しましたので、会長にその旨を報告した上で、専決により受理いたしました。以上です

議長(衆東男会長) 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長(衆東男会長) 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

新井事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書2ページの受付番号2番の右端担当職員担当委員担当推進委員の欄をご覧ください。担当農業委員を12番豊田恵男委員から13番設楽治男委員に訂正願います。同じ欄の担当推進委員を大久保勝推進委員から倉林幸雄推進委員に訂正願います。

続きまして、3ページの番号2番の右端担当職員担当委員担当推進委員の欄をご覧ください。同じく担当農業委員と担当推進委員を13番設楽治男委員と倉林幸雄推進委員に訂正願います。

続きまして、6ページ番号8番の右端担当職員、担当農業委員の欄をご覧ください。長島委員の番号を10番から11番に訂正願います。

訂正は以上でございます。

それでは、令和3年 第5回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第25号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが3件、

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について が2件、

議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について が1件、

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について が10件、

以上でございます。よろしく願います。

議長(衆東男会長) ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第25号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (3件)

議長(糸東男会長) これより、議案の審議に入ります。議案第25号「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(宮前参与) 議案第1号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としてはこの規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2 農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の久那字 山王 畑 2筆 1,304平方メートルを設定するものです。

案内図をご覧ください。

申し出の所在につきましては、久那小学校の西●●●メートル付近に位置し、昭和58年、相続により取得した土地です。

農地の所有者は、申出地の北西●●70メートル付近に居住しておりますが、近年は除草作業に等に追われ、一人では所有するすべての土地を管理・耕作することが困難となり、将来遊休農地になる恐れがあることから、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて耕作をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、2筆の内、1筆は管理されている農地、元果樹園であった1筆は保全管理の農地でした。説明は以上です。

事務局(新井事務局長) 続きまして、議案書2ページの 2 農地法施行規則第17条第2項による区域 番号2について説明いたします。

蒔田字●●●● 畑1筆 245平方メートルを設定するものでございます。

申請地は中蒔田棕神社の南南東約●●●メートル、国道299号沿いのところです。

なお、こちらの農地所有者は、申請地近くに在住の高齢者で、他に多くの農地を所有しており、今後所有農地を耕作しきれなくなると予想されることから、将来的に遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。現地を確認したところ耕作されている状態でした。

説明は以上です。

事務局（五野上主席主幹） 番号3について説明します。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号3の荒川白久字 ●●畑 3筆563㎡を設定するものです。

案内図をご覧ください。

申出の所在につきましては、三峰口駅から●●●m付近に位置し、1筆は令和3年に贈与、残りの2筆は平成29年に売買によりそれぞれ取得した土地です。

農地の所有者は、申請地の隣地の家屋及び敷居の宅地を売却希望することになりました。①は宅地を売却すると進入路がなくなります。また②には井戸があり、この井戸から隣地の家屋の敷地内に水道を引いています。③は②への進入階段があります。このことから、これらの農地と一体になっている隣地の宅地を売却すると申請者はこの農地を手放さざるを得なくなります。以上のことから隣地の家屋と一体になっている申請地3筆を農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積に係る区域に設定して欲しいとの事です。

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、1筆が耕作地で、1筆が住宅の庭で、1筆が不耕作地でした。

説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番 笠原倍吉委員 5番笠原です。番号1番について説明いたします詳細につきましては、事務局より報告のとおりです。また、事務局と担当推進委員と現地を確認したところ、手前の土地につきましては、どなたかに貸しているかわかりませんが、ジャガイモ、ネギ、玉ねぎ、なす等よく管理されておりまして、また奥の畑につきましては、キューイフルーツを栽培した形跡がありまして、立木はすでに伐採して片づけてあるんですが、まだ、棚の支柱はあちこちに立っておりますので、これはこの後片づける必要があると考えます。また申請者は一人では所有するすべての土地を耕作できない、また、農耕者の後継者がいないということがやむを得ないと考えます。できれば近くの人に使用してもらえればと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1区 吉川稔推進委員 第1区推進員の吉川です。先ほど事務局・農業委員の笠原さんから話したとおりでございます。笠原さんの言った通り奥の土地のほうにキューイを作っていた跡がございまして、支柱を整理してもらえれば特に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

13番 設楽治男委員 番号2番について、13番設楽です。よろしくお願いいたします。申し出人は、高齢で、後継者もないということで、やむを得ないと思います。特に問題はないと思います。

2区 倉林幸男推進委員 2区の倉林です。現地を確認いたしました。現在よく耕作されておりました。事務局からも話がありましたように特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3番 長谷川満委員 3番長谷川です。3番の件について説明します。先ほど事務局の説明があった通りで、こういう住宅の周りで不作の畑があり、昔からの農家が空き家になっていて、この空き家と一体で農地付き住宅そういう形で、新しい人が農業しながら住んでもらいたいと思っています。以上です。

6区 木村雄一推進委員 推進員の木村です。今、人が住んでいませんでしたけど持ち主の方②の

議案書の3ページを番号2の欄をご覧ください。

本件は、田村字●●●畑 2筆 1167平方メートルについて、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。

譲渡人、譲受人、申請地、申請事由、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、平成27年に売買により取得したもので、田村圓福寺 南西●●●メートル付近の国道299号線沿線に位置しております。

譲受人は隣接農地を所有する農業者で、トラクター1台、耕うん機1台を保有しております。作付け計画では、ラズベリー、ブルーベリー、びわ、柿等の果樹等を作付して、現在、農振農用地から除外申請中の隣接農地に建設する駐車場・オープンカフェ等の施設と合わせた一体利用を行い。観光客への農産物直売や収穫体験、農作業体験を提供する事業を娘さんと共同で行う予定です。現地を確認しましたところ保全管理をされた農地となっております。説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進委員の意見を伺います。

5番 笠原倍吉委員 5番笠原です。番号1番について申請理由については経営の移譲ということで。先ほどの事務局説明のとおりでございます。先日事務局と推進委員の吉川さんと現地を確認しました。転々としていまして約136アールの畑を全部見るのは大変でした。しかし全体を見ますと非常に管理されておりまして、先ほど報告にありました通り、桑園が8割に達している状況です。特に私が感じたことはですね、自宅を見ますと、桑のほ木、挿し木をですね相当何百本もしておりまして、これから養蚕を続けていく意欲というのが、強く感じました。また、親から譲り受けた土地を若い人が、伝統やる産業にチャレンジすることは、私は全面的に応援したいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1区 吉川稔推進委員 1区推進委員の吉川です。先ほどの事務局と農業委員の笠原さん説明のとおりでありまして、きれいに管理されております。経営移譲ということで、大変いいことだと思います。皆さんのご真偽をよろしくお願いいたします。以上です。

13番 設楽治男委員 13番設楽です。番号2について説明します。譲受人の娘は、国道299号線沿いに観光宿泊施設を作るにあたり、隣接する譲り渡し人の保全管理農地を購入して、娘と一緒に野菜栽培して、観光農園の一部にしたいということです。大変良いことだと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2区 倉林幸男推進委員 2区の倉林です。現地を確認させていただきました。確認に行った時にはきれいに耕作されて周りの草もよく刈ってあり、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員、担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） 質疑又は意見はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第26号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手をする人あり）

議長（糸東男会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第27号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(岩田主事) 私からは番号1について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 下影森 字 ●●● 畑 1筆 23㎡で、平成29年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は秩父第二中学校から南に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は道路用地です。

申請事由ですが、申請地は平成8年頃より、自宅及び近隣住民のための道路として利用されており、現況は、申請者も持分を所有している隣接の道路用地と一体でアスファルト舗装されている状態です。このたび、申請地が農地であることが判明しましたが、原状に復旧することも難しく、現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ、申請されました。

資金調達計画も整っており、隣接には申請者所有の農地以外はありません。

現地を確認しましたところ、申請通り、道路として使用されておりました。

説明は以上です。

議長(糸東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番 加藤勝市委員 4番加藤です。ただ今事務局から説明がございました。やむ負えないと思います。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長(糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質疑 又は 意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(糸東男会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第27号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(全員挙手をする人あり)

議長(糸東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第28号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (10件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(岩田主事) 私からは番号1から3について説明します。

まず番号1についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 大畑町 畑 4筆 計1,443㎡で、平成13年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は秩父農工科学高等学校から南西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市内中心部にあり、交通の便も良い等の理由から住宅地に適しているとして、不動産業を営む譲受人がここを譲り受け、ここに宅地分譲地7区画分を計画したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っています。また隣接に農地農地所有者からは、転用に差し支えない旨の同意書が添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

なお、申請地は隣接する山林の837㎡の一部を一体で利用する計画になっております。現地を確認しましたところ、全体は保全管理状態となっております。

続きまして、番号2についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 下影森 字 ●●● 畑 1筆 584㎡で、平成13年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は秩父第二中学校から南に約●●●m離れた場所、先程ご審議いただいた4条の番号1の隣接にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は販売宅地用地です。

申請事由ですが、申請地は市内中心部にあり、交通の便も良い等の理由から住宅地に適しているとして、不動産業を営む譲受人がここを譲り受け、販売住宅用地1区画分を計画したいとして転用申請されました。申請面積に対して計画が1区画であるのは、申請地の三方向が2メートルを超える擁壁で囲まれており、埼玉県建築基準法施行条例のがけ地規制を受けていることから、建築可能敷地が制限されているためです。

資金調達計画は整っています。また隣接には申請者所有の農地以外はありません。

なお、申請地は平成8年頃より、貸駐車場等として使用されています。このたび、申請地が農地であることが判明しましたが、原状に復旧することも難しく、現況のまま使用していきたいとして、始末書が添付されています。

現地を確認しましたところ、更地の状態となっております。

続きまして、番号3についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 下影森 字 ●●● 畑 1筆 238㎡で、昭和19年に売買により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は秩父第二中学校から南南東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は事務所用地です。

申請事由ですが、現在、譲受人は個人で解体業を営んでおり、事務所については市内にある建物の一部を借用している状態です。そこでこのたび、当申請地を譲り受け、交通の便も良いこの場所に事務所を設置することで、業務の安定と発展をはかりたいとして申請されました。

資金調達計画は整っています。また隣接に農地はありません。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号4から番号6について説明いたします。

はじめに、番号4ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、上影森 字 ●●● 畑 1筆 25平方メートルで、県道小鹿野影森停車場線 秩父病院入口信号より北東●●●メートル付近に位置し、平成28年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内の賃貸アパートに母親と二人で生活しておりますが、今後家族が増え手狭となることを考え、自己用住宅を建築したいとして申請されたものです。

なお、一体利用地は、令和元年9月18日に宅地分譲で5条許可を受けている土地で、5条許可後に併せて土地を購入する計画で、一体利用地を含めた合計面積は、197.56㎡となります。

設計図、資金計画等も整っており、隣接する土地に農地は無く、問題は無いと考えます。
現地を確認したところ不耕作の農地でした。

次に、番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の⑤をご覧ください。

申請地は、上影森 字 ●● 畑 1筆 447平方メートルで、県道小鹿野影森停車場線 秩父病院入口信号より東●●●メートル付近に位置し、昭和57年相続により取得した土地です。
立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内の社宅に居住していますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭になってきたことから自己用住宅を新築したいとして申請されたものです。

事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からは農地転用に当たっての承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと考えます。

なお、一体利用地も譲渡人の所有であり、このたびの5条許可後に併せて土地を購入する計画となっており、一体利用地を含めた合計面積は、454.36㎡となります。

現地を確認したところ不耕作の農地でした。

次に、番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の⑥をご覧ください。

申請地は、下影森 字 ●● 畑 1筆 283平方メートルで、番号5番の隣接する土地となり、昭和57年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭となってきたことから自己用住宅を建築したいとして申請されたものです。

設計図、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からは農地転用に当たっての承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと考えます。

なお、一体利用地も譲渡人の所有であり、このたびの5条許可後に併せて土地を購入する計画となっており、一体利用地を含めた合計面積は、295㎡となります。

現地を確認したところ不耕作の農地でした。

以上です。

事務局（小嶋主席主幹） 私からは、番号7及び8について説明いたします。

番号7について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、久那 字 ●●● 畑 1筆 1200㎡で、令和元年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。（プロジェクター）

申請地は、県道72号線ミュージックパーク入口交差点から東北東へ●●●m付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

借受人は、平成7年に成立した法人で、太陽光等の自然エネルギーを利用した発電用機器及びその部品の製造、開発等を行い、発電事業及びその管理運営に関する業務を目的の一つとしております。

申請地は長年にわたり不耕作地であり、除草作業を行い維持管理のみ行っておりました。令和2年に貸渡人が相続されましたが、今後も耕作する予定はなく、維持管理に困っており、申請地を

有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設用地として利用したいと申請したものです。
なお、本申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和3年1月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。
事業計画では、太陽光パネル288枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。
資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力パワーグリッド株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。
また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。なお、同意書の添付はありませんが、隣接の所有者には境界立ち合いの際に太陽光発電施設用地の計画についての説明を行ったとのこと。
現況を確認しましたところ、果樹が生育してはいましたが、下草や剪定等の管理はされておりました。

次に、番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、黒谷 字 ●● 畑 2筆 466㎡で、平成22年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。(プロジェクター)

申請地は、国道140号線美の山入口交差点から南東へ●●●m付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

譲受人は市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、不便をきたしているため、譲渡人である妻の父親の所有する農地を借り転用し、自己用住宅を新築したいとして申請されました。

なお、平成8年6月より耕作用の農機具や収穫物の保管場所として申請地に物置1棟及びコンテナ1個を設営してしまっており、今後は倉庫として使用していきたいことから、始末書が添付されております。

資金調達計画は整っています。また、本申請地の隣接に譲渡人の所有する以外の耕作農地はありませんでした。

現地を確認したところ、申請地は不耕作地となっております。

事務局（新井事務局長） つづきまして、番号9について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、蒔田字●●畑 145平方メートルで、平成1年に相続により取得した土地です。

申請地は、和銅大橋入口交差点から南西に●●●メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、自己用住宅の車庫、駐車場用地です。

譲受人は譲渡人の甥で夫の兄の子です。昭和48年ごろ申請地に隣接する土地を叔父・譲り渡し人の夫から分けてもらい家を建て、その後、昭和62年ごろ、申請地に車庫を建ててもらい、宅地の一部として使用してきたが最近になって農地であるということが判明し、今後も宅地の一部として利用したいことから、是正するため申請に至ったものです。申請書には、始末書も添付されております。

現地を調査したところ、車庫は現存しており、宅地と一体利用されておりました。なお宅地と申請地を合わせた全体の面積は422平方メートルとなります。以上です。

事務局（五野上主席主幹） 番号10について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川久那 字 ●● 畑1筆 343㎡で、令和3年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、浦山口駅から南西へ●●●m付近にあります。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、水道工務店を営んでいます。

転用目的は、水道工事にかかる資材、事務所、トラック等の置き場用地です。

申請事由ですが、譲受人が現在使用している借地の明け渡しを求められていることから、やむを得ず移転するととなりました。事業継続のためには資材置き場等が必要であり、転用計画地は相続人が耕作することが困難な状況であり、耕作放棄地とするより転用許可が出れば貸し出してくれる承諾がありました。市道に面しておりトラックの出入りもでき近隣にも迷惑がかかる心配もないことからこの土地の転用を申請されました。

資金計画は整っており、事業計画では、資材置場、事務所、駐車場用地を予定しております。

現況を確認しましたところ、耕作地でした。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

10番 新田恭一委員 10番新田です。事務局の説明のとおりでございますが、現地に行ってみますと保安全管理の不耕作、非常に雑草も多く、砂利も多く、やむを得ないのではないかと思います。ご審議をお願いします。

4番 加藤勝市委員 4番加藤です。番号2、3ですが、ただ今事務局から説明がありました。市街地の第3種農地、必要な書類も整っており総合的に判断してやむを得ないというふうに考えます。ご審議よろしくをお願いします。以上です

9番 青野孝司委員 9番青野です。私からは、番号4から番号6までの3件について順次意見を申し上げます。いずれも内容は事務局からの説明のとおりです。最初に、番号4についてですが、今回の農地は、譲り渡人の宅地と他の宅地に挟まれた極めて狭い農地で、すでに耕作もされていない状況にありました。申請者は宅地を拡張するために使用したいとのことですのでやむを得ないと思います。次に番号5と番号6についてですが、譲り渡し人が同一人物でありまた、当該農地も隣接していることからまとめて意見を申し上げます。当該農地は数年前に開通いたしました道路に面しており、すでにこの道路に沿って住宅が建ち並び始めている状況もありやむ負えないと感じました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

7番 横田友委員 7番横田です。案内図をご覧くださいますと、山きわということで、非常に休耕地でもある場所で、道を離れています。だんだんと太陽光の案件も減ってくることを願いつつ、書類等もそろって事務局の説明のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

11番 長島秀明委員 11番長島です。番号8について意見を申し上げます。概要につきましては、先ほど事務局で説明したとおりです、申請地周辺はですね、隣に消防団の詰め所、裏側に市営住宅、表側にはショッピングセンター、保育園等がありまして、すでに宅地化された地域であります。したがってこの申請はですねやむを得ないものと考えましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

6番 彦久保利平委員 6番彦久保です。9番について先ほどの事務局の説明のとおり。現地を確認しましたけれども、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

3番 長谷川満委員 3番長谷川です。番号10番の件です。現地を見まして、きれいに耕作されて、今年になって（申請者・譲り渡し人の）お父さんがなくなって、申請者が農業できないということで、水道屋さんに農地転用して貸すということです。水道屋さんが（現在）借りてるところは、現地からちょっと離れてるところなんですけど、そこは人家がないところなんです。今回

ちょっと、隣に人家があつたりするけど、少しそういう意味では、きちんと整理された資材置き場として利用してもらいたいと思います以上です。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆東男会長） 議案第28号についての質疑、ご意見はございませんか。
（「無し」という人あり）

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第28号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、秩父市農業委員会 令和3年 第5回定例総会を閉会いたします。